

審査基準

基準の名称	施設を設置する第一種社会福祉事業の許可を受けた者が申請事項を変更した際の許可審査基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
社会福祉法	第63条第2項	施設を設置する第一種社会福祉事業の許可を受けた者が申請事項を変更した際の許可
基準の内容		
<p>施設ごとの最低基準</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23.12.29厚生省令第63号）・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41.7.1厚生省令第19号）・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12.3.30老発第307号）・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11.3.31厚生省令第46号）・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12.3.17老発第214号）・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20.5.9厚生労働省令第107号）・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20.5.30老発第0530002号）・ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41.7.1厚生省令第18号）・ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和41.12.15社施第335号）・ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18.9.29厚生労働省令第177号）・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11.3.31厚生省令第39号）・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12.3.17老企第43号） <p>共通する基準</p> <ol style="list-style-type: none">①当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。②当該事業の営業者が社会的信望を有すること。③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。④当該事業の営業者が他の営業者と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。⑤脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。		